東葛総合法律事務所・事務所だより　第74号

カッとび

No.45

2022年
夏号

http://tokatsu-law.com/

初夏の本土寺（松戸市）　撮影：弁護士 齋藤雅子

ごあいさつ

ロシアのウクライナ侵攻によって、またもや世界は「戦争」という悲劇に直面しました。多数の市民や兵士が命を奪われる大変痛ましい事態です。戦争は政治と外交の失敗によって引き起こされますが、戦争で傷付くのは失敗した当の為政者ではなく、私たち一般市民です。どんなに勇ましく美しい愛国の言葉で飾り立てられようとも、私たちは戦争にNOと言い続けなければなりません。

ウクライナ侵攻に衝撃を受けた日本では、軍備増強や9条改憲を主張する声が大きくなっています。しかし、軍拡競争は国家財政を圧迫し、市民は疲弊します。アジアの不安定化を招くのも必至であり、冷静な議論とは思えません。むしろ日本は外交力の見直しを急ぐべきではないでしょうか。

東葛総合法律事務所

代表　弁護士　蒲田孝代
弁護士　福富美穂子
弁護士　齋藤雅子
弁護士　宗萩みなえ
弁護士　原浜得誉
弁護士　長藤有平
弁護士　吉川彬
弁護士　小田款
事務局長　丸智恵
事務局員一同

発　行／東葛総合法律事務所　編集責任者／齋藤　雅子
〒271-0092　千葉県松戸市松戸1281-29　松戸東洋ビル5階　電話 047-367-1313（代）　FAX 047-367-1319

シリーズ No.19
憲法を考える

ウクライナ情勢から考える 憲法9条の精神

現在、国内では改憲の動きが加速しています。ウクライナでの凄惨な状況が日々報道される中、日本の安全保障について、抑止力のために軍事力を高めるべきであるという意見をよく耳にするようになりました。今回は、このいわゆる「抑止論」と憲法について考えてみたいと思います。

憲法による「規制」

憲法が国家権力を制限するものであるという考え方を立憲主義といいます。安全保障の関係でいえば、憲法9条の存在が国家権力を制限しているのです。

すなわち、憲法9条は武力行使を放棄すると規定しており、政府の解釈を前提としても、自衛のための武力行使しか認められないと解されています。憲法9条は、国家権力に対し「日本に対する攻撃」が認められなければ、武力行使を行えないよう制限をかけているのです。

抑止論について

ウクライナの事態を見て、今後日本が他国から攻め込まれないのかという不安を抱いた方も多いのではないかと思います。そして、攻め込まれないようにするためには、日本も軍事力を高め、他国が攻めてきても反撃ができるという態度を示す必要があるのではないかという声が大きくなってきています。これが、「抑止論」といわれるものです。

抑止論に対する疑問

しかし、このような考えには、軍事力を高めたら問題は解決するのかという疑問が浮かんできます。すなわち、こちらが軍事力を高めて武力で威嚇したら、相手はそれを上回るためにさらに武力を持とうとし、相手がさらに武力を持てば、こちらもさらに軍事力を高めなければならなくなる、その繰り返しが続くことは明らかです。この状況の行きつく先は、核兵器をも含んだ果てのない軍拡競争です。

このように、抑止力を高めることで、仮にこちらの「平和」（…と、呼べるのかそもそも疑問ではありますが。）が得られたとしても、それは相手が武力をさらに高めるまでの間の一時的な「平和」に過ぎないのです。

そして、抑止力を高め続けようとすることは、必ず国民の負担となります。軍事費などの財源は国民の税金だからです。

平和を守るために必要なのはどっち？

「自衛のため」という名目

「武力で抑止する」という発想は、他国から侵攻を受けるよりも前に危険を排除すべきであるという考えに発展します。

今回のロシアのウクライナ侵攻について、プーチン大統領はロシア国民に対し、その「開戦」の演説において、NATOが東方に拡大した結果、ロシアへの軍事的脅威が高まり、ロシアやロシアの人々を守るためには「軍事作戦」以外の選択肢がなくなったという趣旨を述べています。つまり、自分の国・国民を守るために先制攻撃をせざるを得なくなったということです。その真偽については横に置くこととしますが、過去の戦争がどのように始まったのか。今一度振り返ってみる必要があります。

武力行使にあたって、他国を「侵略」する目的であると明言するはずもなく、過去の戦争は、いずれも自国若しくは自国と密接に繋がりのある国を「防衛するため」という名目で始まっているのです。

ナチスドイツのナンバー2と言われた人物は、「（市民を戦争に巻き込むことは）簡単なことだ。↖

お元気ですか リターンズ

―千葉土建とうかつ支部を訪ねて

弁護士 萩原得誉

書記長黒沢さん（左）に話を伺う萩原弁護士

建設業の職人さんたちで組織する労働組合、それが千葉土建一般労働組合＝土建です！ 今回は、柏流山支部と我孫子支部が統合されて新たにスタートを切った、とうかつ支部を訪れて、お話を伺いました。

事務所（事）：とうかつ支部の名前の由来は？

とうかつ（と）：統合する各支部から集まり、話し合って決めました。親しみやすいよう、ひらがな表記にしました！ 柏流山我孫子支部だと長すぎますので。

事：「東葛」の漢字も難しいですからね。うちの事務所も漢字が多いので…。現在、抱えている悩みとかはありますか？

と：役員さんのなり手が減少していることです。コロナのせいもあり、組合員さんと直接お会いする機会が激減し、顔の見える付き合いができなくなってきていることが大きいですね。あとは、同じ理由で署名も集まりにくくなっており、運動面でのダメージも大きいです。

事：そうすると、組合員さんからの相談も減少していますか？

と：そうですね。ただ、コロナ関係の給付金の相談はあります。本当はもっと組合員さんにお声がけして、給付金の活用について直接お手伝いしたいのですが。それでも、土建で行っている支援金関係の相談件数について、とうかつ支部は、千葉土建内トップです！

事：それはすごいです！ 申請手続は複雑で必要書類もわかりにくいですよね。事務所との付き合いで何か思うところはありますか？

と：やはり、電話で気軽に相談できるのが心強いです。あと、個人的にですが、組合員さんに事務所を紹介するとき、「土建割引」みたいなものがあると嬉しいかもしれないです（笑）。

事：なるほど!! それは持ち帰って検討させていただきます!! 今後ともよろしくお願いいたします。

千葉土建とうかつ支部の前にて

↙自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。そして、平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険にさらす人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。」このように語ったと言われています。自衛という言葉がいかに危ういものなのか、私たちは心に留めておく必要があります。

憲法9条の精神

結局、攻め込まれるおそれがないようにするための真の解決策は何か。その解決策は、あらゆる戦争を否定し、軍隊を否定する社会を実現することです。そのような社会の実現を理想とするのが、憲法9条の精神なのです。そして、憲法9条に基づいて戦争や軍隊を否定することによって、日本から他国に攻め込むことはない、すなわち日本は他国にとって軍事的脅威にはなり得ない、そんなメッセージを送り続ける効果も期待できるのです。

また、忘れてはならないのは、戦争によって、そこで生活する一人一人の市民が深刻な被害を受け続けていることです。日本国憲法前文では、平和主義をうたい、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有していること、また、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないことを確認しています。あらゆる戦争に反対することが憲法9条であり、そのことが抑止論に頼らない、本当の意味での平和をつくる事に繋がるのだと思います。

（本文・イラスト／当事務所憲法委員会）

紙面の都合により今号の法律クイズはお休みです。

18歳、裁判員に選ばれる!?
―成年年齢引下げ

弁護士
長浜有平

2022年4月1日から成年年齢が18歳となり、これに伴い、様々な法改正がなされました。飲酒や喫煙、競馬の馬券購入等はこれまでどおり20歳から、一方で、18歳になると親権者の同意なしに契約行為ができてしまうので消費者被害が生じるのでは、といったことは比較的よく報道もされています。今回は、あまり注目されていないものの重大な変更である、裁判員裁判について考えます。

今回、成年年齢の改正に伴い、何らの議論もなされないまま、2023年以降は、18歳以上の人も裁判員に選任されうることになりました。

この点に対する論調としては、「若い世代が裁判員となる素養を身に着けるための法教育を充実させるべき」であるとか、「学生が選任されたら学校をどうするか」などといった、18歳から裁判員になること自体には疑問を持たないものがほとんどのようです。

しかし、ここで立ち止まって考えたいのは、刑事裁判とは何のためにあるのかということです。刑事訴訟法1条は、刑事裁判の目的が、被告人の基本的人権の保障と真実発見にあるとしています。裁判員の資格を変えるということも、本来、被告人の基本的人権の保障という観点からどのような影響が生じるかが検討されるべきはずです。裁判員制度の導入にあたって議論された際には、裁判員の資格を被選挙権と同一にするという案もあったそうです。それは、人を裁くということにはそれだけの人生経験を必要とすべきではないかという問題意識があったためです。しかし、今回の年齢変更にあたっては、一切何の議論もされませんでした。裁判員制度が開始してから13年、今一度、刑事裁判の目的に立ち返って考えるべきではないでしょうか。

東葛総合法律事務所 友の会コーナー

2月12日(土)千葉県福祉ふれあいホールにて第50回ためになる講座「多様な声を写真で伝える～災害、紛争、入管問題と向き合って～」を開催しました。フォトジャーナリストとして活躍されている安田菜津紀さんを講師にお招きし、東日本大震災で大きな被害を受けた陸前高田市や東南アジア・中東の難民の人々、入管収容問題のウィシュマさんのご家族の写真やお話を通して、国内外で今何が起こっているのか、その問題に対して私たちは何ができるのか、何をすべきなのかをお話して頂きました。(担当・中島)

講演をする安田菜津紀さん

今後の友の会行事予定

●第51回ためになる講座
日程：10月の土曜日

●忘年会(予定)
日程：2022年12月10日(水)

6月24日憲法学習会の様子

カッとび 読者の声(前号アンケートより)

✉ウィシュマさんの記事を読み、涙が出そうになりました。メディアからは、リアルな実態が伝わってきませんでした。

✉昔から「正義は勝つ」と言うけれど、そうはいかない現実の中で、永年の闘いから勝ちとった布川事件完全勝利、素晴らしいです!

署名ご協力のお礼

前号の「カッとび」に同封させていただきました、「再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める国会請願署名」につきまして、349筆の署名をいただきましたことをご報告させていただきます。

編集後記

凄惨なウクライナの光景がテレビに映し出されます。決して目を逸らさず、現実を受け止めて、真の「平和」について議論することが必要です。▼コロナ禍での自粛・リモートから皆さんをお呼びしての講演会・学習会へ。事務所・友の会も動き出しています。(SA)